

# 下水道が使えるようになったら



## 3つの負担

受益者負担金　排水設備工事　下水道使用料

この3つをみなさまに負担していただく必要があります。

## 受益者負担金について



下水道は、道路や公園などの他の公共施設とちがって、使うことができるには下水道が整備された区域内の人に限られます。

このため、下水道の工事などの費用のすべてを税金でまかなってしまうと下水道を使えない人にもその費用を負担していただくことになり、税の公平性を欠くことになります。

そこで、下水道が整備された区域内のみなさまに下水道建設費の一部を負担していただき、より一層の整備促進を図ろうというのが「受益者負担金」です。

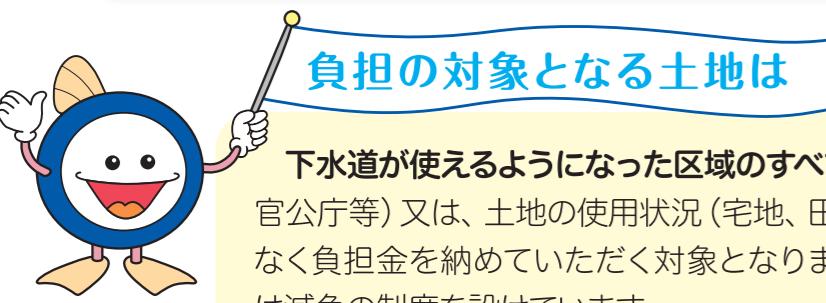
## 受益者負担金を納めていただく人



### 受益者とは

下水道が使えるようになった区域のすべての土地の所有者を「受益者」といき負担金をおさめていただきます。ただし、その土地に地上権、質権、賃貸借、使用貸借などの権利が長期間にわたって定められている場合には、その権利をお持ちの人が「受益者」となります。

所有者と権利者の間の話し合いによって決めていただくこともできます。



下水道が使えるようになった区域のすべての土地は、所有者(個人、法人、官公庁等)又は、土地の使用状況(宅地、田畠、私道、神社、学校等)に関係なく負担金を納めていただく対象となります。ただし、実状により猶予又は減免の制度を設けています。

## 受益者となる人

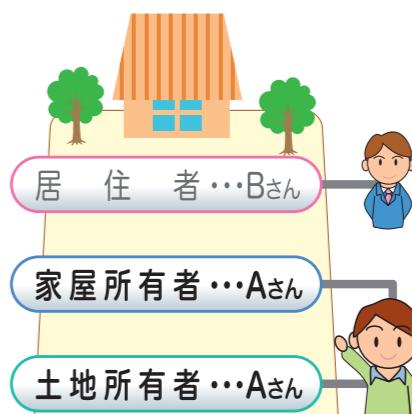
自分の土地に家を持ち、そこに住んでいる場合

受益者となる人…Aさん



借家、アパート、間借など

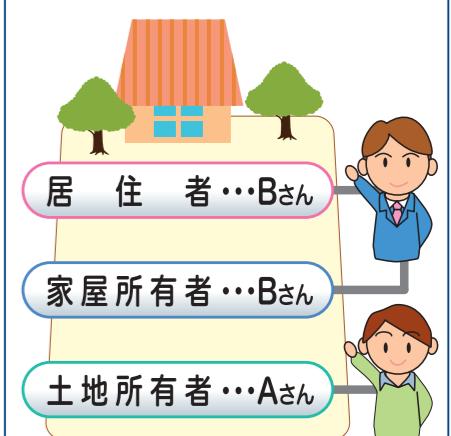
受益者となる人…Aさん



借地の上に自分の家を建て、住んでいる場合

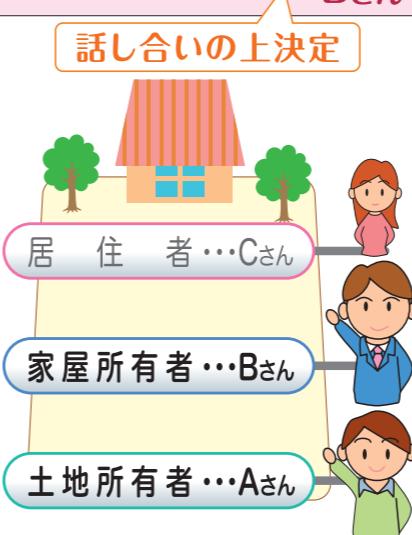
受益者となる人… Aさん  
又は Bさん

話し合いの上決定



借地にアパートなどを建てる場合

受益者となる人… Aさん  
又は Bさん



空地

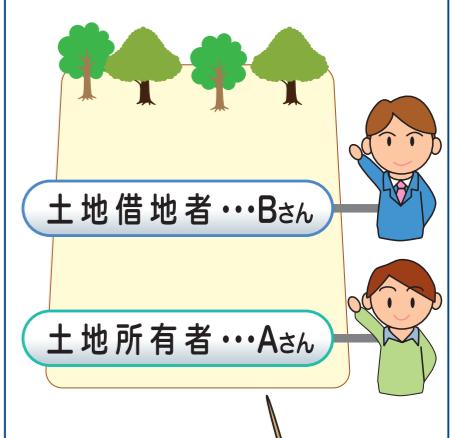
受益者となる人…Aさん



借地を使用している場合

受益者となる人… Aさん  
又は Bさん

話し合いの上決定



受益者となる人を確認してください。

